

白門化学クラブ会報

第20号(2024年・令和6年)



発行日 : 令和6年3月31日
発行所 : 中央大学学会白門化学クラブ支部
事務局 : 中央大学理工学部応用化学科内
事務局住所 : 〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27
E-mail : hakumon-kagaku@gakuinkai.com
URL : <http://www.gakuinkai.com/hakumon-kagaku/>
発行責任者 : 田澤和久(支部長)
責任者住所 : 〒262-0044 千葉県花見川区長作町978-2

発行の挨拶

白門化学クラブ支部 支部長 田澤和久

白門化学クラブ支部会員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。

2024年は年初の北陸能登半島地震、羽田での航空機事故と災害が続いて発生しました。幸にも支部会員の皆様に関して直接的な被害を受けたという話は聞いておりませんが、親戚や知人の方が被害に遭われたという方もいらっしゃるかと思います。心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興を願っております。

第42回白門化学クラブ支部総会・懇親会は、昨年7月1日(土)に後樂園キャンパス3号館1階食堂にて開催しました。今回は通年通り総会後の講演会を行い、中央大学駅伝部元98代主将の関口康平さんを講師に迎えて『中央大学駅伝部の歴史とこれから』というテーマで講演をしていただきました。

また懇親会は、中央大学理工学部常任理事 石井靖先生、中央大学理工学部長 梅田和昇先生、中央大学学員会副会長 野口昇兵様を来賓に迎えて賑やかに開催することができました。

参加者は15名。立食での懇親会でしたが、来賓の方並びに会員の皆様と久しぶりに親睦・交流を深めることができました。

本年2024年は、第43回支部総会・懇親会を6月29日(土)に後樂園キャンパス3号館1階食堂にて開催します。一人でも多くの方に参加していただき、元気な姿でお会いできることを楽しみにしています。

— 以上 —

中央大学学会会白門化学クラブ支部

2024年(令和6年)第43回総会・講演会並びに懇親会

開催のお知らせ

会員の皆様には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今年も後樂園キャンパスにおいて支部総会を下記の通り開催いたします。

今年の講演会の講師は今のところ未定です。大変申し訳ありません。早急に検討したいと思っております。

また例年通りご家族や会員以外の方もお誘いの上、多くの方々にご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 日時：2024年6月29日（土）13時30分～17時30分（予定）
 2. 場所：中央大学後樂園キャンパス 3号館 1F食堂
 - ① 総会：13時30分～14時00分
 - ② 講演会：14時15分～16時00分

講 師：現在交渉中

テーマ：未定

 - ③ 懇親会：総会后、実施予定 16時00分～18時00分
3. 会費：懇親会出席者のみ
 - 会員並びに卒業生 7,000円 ご家族（中学生以下無料）2,000円
 - 理工学部所属学生 2,000円

会費は、当日申し受けます。
4. その他
 - ① 受付は、3号館1F食堂入り口で行います。
 - ② 懇親会での飲み物等ご寄贈を歓迎します。
 - ③ 同封した「出欠はがき」は6月8日までに必着でご返信願います。
 - ④ 当日連絡先：白門化学クラブ支部長
田 澤 和 久 090-2409-3556
 - ⑤ 受付は13:00以降にお願いします。

以上

令和6年(2024年) 第43回
白門化学クラブ支部総会 審議議題(予定)

令和6年 6月29日(土)
中央大学後樂園キャンパス

審議議案

第1号議案 令和5年度活動報告

第2号議案 令和5年度決算報告 並びに 監査報告

第3号議案 令和6年度活動計画(案)

第4号議案 令和6年度予算(案)

第5号議案 役員改選 (別紙参照)

前回の役員改選は2022年(令和4年)に実施。

第6号議案 役員の任期を変更する件

現行:

(役員の任期)

第九条 役員の任期は2カ年とする。但し、再任は防げない。

改正案:

第九条 役員の任期は3カ年とする。但し、再任は防げない。

第7号議案 報告事項(裁決外事項)

1. 未定

以上

2024年(令和6年度)第43回 白門化学クラブ支部総会

第5号議案 役員改選の件

現執行部役員の任期満了に伴い、次期執行部役員を下記の通り提案します。

役員改選(案)

		現行役員			新規役員(案)			
支部長		田澤和久	S56卒	第29回	田澤和久	S56卒	第29回	継続
幹事長		住吉宏明	S62卒	第35回	住吉宏明	S62卒	第35回	継続
会計	1.	加藤真哉	S52卒	第25回	加藤真哉	S52卒	第25回	継続
	2.	空席			空席			
会計監査	1.	瀬戸晶成	S59卒	第32回	瀬戸晶成	S59卒	第32回	継続
	2.	空席			空席			
幹事	1.	柳奥茂樹	S52卒	第25回	柳奥茂樹	S52卒	第25回	継続
	2.	中村博之	S54卒	第27回	中村博之	S54卒	第27回	継続
	3.	中村雅俊	S62卒	第55回	中村雅俊	S62卒	第55回	継続
	4.	空席			空席			
	5.	空席			空席			
	6.	空席			空席			
	7.	空席			空席			
	8.	空席			空席			
顧問		栗原 功	S34卒	第 7回	栗原 功	S34卒	第 7回	変更無し
		堀中新一	S37卒	第10回	堀中新一	S37卒	第10回	変更無し

白門化学クラブ支部 規約(抜粋)

(役員)

第六条 本支部に次の役員を置く

1. 支部長 1名
2. 幹事長 1名
3. 幹事 15名内(うち8名を常任とする)
4. 会計 2名
5. 会計監査 2名

令和 5 年(2023年) 第 4 2 回 白門化学クラブ支部総会 審議議題

令和 5 年 7 月 1 日 (土)
中央大学後楽園キャンパス

式次第

開会の辞

物故者の連絡

本年度の総会・懇親会出欠連絡葉書より、7名の会員御逝去が確認されました。
ここに哀悼を捧げ、ご冥福を祈りたいと思います。

物故者氏名	第 3 回	昭和 3 0 年卒	大西竜介	様	(R. 5. 1. 17)
	第 6 回	昭和 3 3 年卒	川上洋一	様	(R. 3.)
	第 7 回	昭和 3 4 年卒	田中義暉	様	(R. 5. 1. 2)
	第 7 回	昭和 3 4 年卒	柴 真	様	(R. 3. 7. 18)
	第 7 回	昭和 3 4 年卒	永田和照	様	(R. 4. 11. 20)
	第 8 回	昭和 3 5 年卒	玉川智也	様	(R. 4. 2. 28)
	第 1 1 回	昭和 3 8 年卒	岩代尚史	様	(R. 4. 12. 13)

※卒業年度順

審議議案

第 1 号議案	令和 4 年度活動報告
第 2 号議案	令和 4 年度決算報告 並びに 監査報告
第 3 号議案	令和 5 年度活動計画 (案)
第 4 号議案	令和 5 年度予算 (案)
第 5 号議案	報告事項(裁決外事項)

1. 会計監査 川見達彦さんの役職辞退の件
昨年新しく会計監査になって頂いた、第27回(第27回S54卒)の川見達彦さんが仕事の都合で役職を辞退したいと申し出がありました。大変残念ですが、役職辞退をご承諾頂きたいと思います。
2. 新幹事追加の承認
このほど S62卒(第35回)中村雅俊さんが、新しく幹事になって頂けることになりました。
つきましてはご承諾頂きたいと思います。
3. 総会・懇親会出欠葉書回答による会員の退会申請者
(退会の理由につきましては添付・返信葉書のコメントを参照願います)

第 2 0 回	昭和 4 7 年卒	橋本光史	様	脱会希望
第 1 0 回	昭和 3 7 年卒	高岸義一	様	脱会希望

以上

令和5年度 第42回 白門化学クラブ支部総会
総会・講演会・懇親会出席者名簿

御来賓

未定

会員（敬称略）	第 回	昭和 年卒（ 年）	氏名	（支部役職）	（住所）
	第 7回	昭和34年卒（1958年）	栗原功	顧問	（神奈川県平塚市）
	第10回	昭和37年卒（1961年）	堀中新一	顧問	（埼玉県蓮田市）
	第15回	昭和42年卒（1967年）	井手俊二		（東京都杉並区）
	第25回	昭和52年卒（1977年）	柳奥茂樹	常任幹事	（千葉県浦安市）
	第27回	昭和53年卒（1978年）	中村博之 本田義幹 森田光夫	常任幹事	（神奈川県横浜市） （千葉県八千代市） （埼玉県蓮田市）
	第29回	昭和56年卒（1981年）	田澤和久 松石洋一 〃 奥様	支部長 (同伴者)	（千葉県千葉市） （福岡県柳川市）
	第32回	昭和59年卒（1984年）	瀬戸晶成	会計監査	（新潟県小千谷市） 欠席
	第35回	昭和62年卒（1987年）	住吉宏明 平井高音 平 栄一郎 中村雅俊	幹事長	（東京都江東区） （神奈川県横浜市） （東京都新宿区） （千葉県浦安市）
	第36回	昭和63年卒（1988年）	滝口英和		（千葉県松戸市）

出席者(支部員)	10	名
同伴者	1	名
幹事・顧問	5	名
出席者	16	名
当日の欠席	1	名
合計	15	名

以 上

第1号議案 令和4年度活動報告・会計報告

令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日)

1. 令和4年度総会の実施
新型コロナウイルスがやや収まり、緊急事態制限が解除される中で総会を後楽園キャンパスにて開催することができました。参加者は会員12名+幹事6名の18名でした。
令和3年度活動報告・会計報告並びに令和4年度活動計画(案)・予算(案)については、全員の賛成にて可決できました。
2. 白門化学クラブ会報
会報第19号を2023年度(令和5年)総会開催通知として4月8日に発行しました。
3. 支部ホームページの運用と改善
会報第18号を2022年9月16日にホームページ掲載しました。
4. 令和5年(2023年) 総会準備
1) 2023年4月8日に総会案内を会報第19号と一緒に総会・懇親会出欠通知葉書を発送しました。
5. 中央大学学生会、支部活動への参加
令和4年度(2022年度)の各活動はコロナ禍のため自粛または中止となりました。
6. 大学募金・基金への寄付
白門飛躍募金として20万円の寄付を行い、新駿河台校舎(中2階)の寄付者名簿に『白門化学クラブ』の名前掲載することができました。
7. 新学员へのPR
昨年に引き続き、広報の具体的な方策は学生会事務職との相談による事とします。
諸先輩会員の方に、後輩並びに卒業生への勧誘をお願いします。
理工学部応用化学学科主任教授、並びに在学生へのアプローチは、コロナ禍の為中止としました。

第2号議案 令和4年度会計報告

(単位:円)

収入の部			支出の部		
科目	金額	備考	科目	金額	備考
総会会費	58,000	22/7/9 実施	総会費	45,810	
学生会補助費	100,000	2022/8/31	会報発行費	59,750	
総会祝い金	0		事務・会議費	3,806	白門クラブ支部印
利息	3	2021/8/12	学生会参加費	0	コロナ禍で中止
利息	2	2022/2/20	渉外活動費	0	コロナ禍で中止
			募金基金への寄付	200,000	白門飛躍金
			雑費(会議費等)	11,840	
収入合計	158,005		支出合計	321,206	
前年度繰越金	634,287		翌年度繰越金	471,086	
合 計	792,292		合 計	792,292	

2023年 5月27日

支部長 田澤和久

会計担当幹事 加藤真哉

上記について監査をしたところ、会計処理は全て適正に処理されていることを認めます。

令和 5年 5月27日 会計監査

瀬戸晶成

令和 5 年度（第 42 回）白門化学クラブ支部総会・懇親会報告

第 35 回（昭和 62 年卒）中村雅俊

今総会で承認されました新幹事の中村雅俊（第 35 回 S62 年卒）です。

今後とも宜しくお願い致します。

新型コロナが令和 5 年 5 月より 5 類感染症に引き下げられ、3 年ぶりに後樂園キャンパスにて総会・懇親会を開催しました。ご来賓の方 3 名をお迎えし総勢 19 名にて開催することができ、久しぶりに皆様にお会いすることができ、楽しいひと時を過ごすことができました。

【ご来賓】

中央大学常任理事	石井 靖 様
中央大学理工学部長	梅田和昇 様
中央大学学生会副会長	野口昇兵 様

総会に先立ち支部長の挨拶後、この一年間に 7 名の会員がお亡くなりになり、出席者全員でご冥福をお祈りいたしました。

【物故者氏名】	第 3 回	昭和 30 年卒	大西竜介 様
	第 6 回	昭和 33 年卒	川上洋一 様
	第 7 回	昭和 34 年卒	田中義暉 様
	第 7 回	昭和 34 年卒	柴 真 様
	第 7 回	昭和 34 年卒	永田和照 様
	第 8 回	昭和 35 年卒	玉川智也 様
	第 11 回	昭和 38 年卒	岩代尚史 様

定期総会では令和 4 年度の活動報告・決算報告また令和 5 年度の活動計画・予算案また報告事項として役員辞退・新幹事追加・会員の退会について審議され何れも満場一致で承認されました。

総会終了後に中央大学駅伝部 OB の関口康平様による「中央大学駅伝部の歴史とこれから」をテーマに講演会が開催されました。

次頁へ





懇親会は石井常任理事、梅田学部長、野口副会長の来賓挨拶、栗原顧問の乾杯のご発声で始まり会員皆様との懇親を深め、次回も会員皆様と元気な笑顔で再開できることを約束し散会しました。

以上

白門化学クラブ支部会員近況報告・コメント(令和5年6月23日現在)(敬称略・順不同)

会員総数 187
 未回答 119
 出席回答(○) 15
 欠席回答(×) 54
 有効回答数 69 名 / 回答率 36.89 %
 前年度(R04)の有効回答数 82名 回答率 40.21%

死亡
 退会
 近況無・欠席
 出席
 変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
第1回	昭和28年(1953)	石垣重昭		
		小宮山修一	今のところ、元気で居ます。九十四才です。なんとか100才までは生きたいと思っています。	×
		竹花秀夫		
		富樫繁太郎		
		伴 一成		
		茂木達雄		
第2回	昭和29年(1954)	金嶋八郎		
		黒沢敏行		
		石川啓一		
第3回	昭和30年(1955)	大西竜介	死去(長塚氏より連絡) 令和5年1月17日 永眠致しました。	×
		長塚 忠	90才、元気にして居ます。先日、大西竜介氏が逝去されました。	×
		南雲信光		
第4回	昭和31年(1956)	笹川啓作		
		山根省三		
第5回	昭和32年(1957)	金壽幸男		
		清水克時		
		丸田謙三		
		森 正枝		
第6回	昭和33年(1958)	石川啓一		
		石橋淳平		
		岡戸明雄	私は写真を撮り始めて四半世紀を超え、八十八になりました。今年4月11日～16日に船橋市民ギャラリーで個展を開き、米寿の御記念となりました。これからも、まだまだ続けていきたいと思いま	×
		川上洋一	大変お世話になりました。父 洋一は、一昨年他界しました。ありがとうございました。母校を愛する父でございました。	×
		左雨六郎		
		関口 勲		
		佐須 明		
		田中鐵朗		
第7回	昭和34年(1959)	赤羽根 勇		×
		栗村友泰		
		岩崎洋介		
		石澤 勇		
		大垣浩之		×
		金澤 武		×
		栗原 功	出席します。	○
		駒澤廣志		
		斎藤雅茂		
		田中 直		
		田中義暉	R.5.12 死去	×
		鶴岡健一郎		
		富田浩郷	元氣力、頑張る！	×
		永田和照	永田和照は2022年11月20日に死亡致しました。	×
		八田幹雄	やっと歩けるようになりましたが、未だ不十分です。したがって、毎日自宅で読書だけを楽しみにしています。	×
		藤野 勉		
		本田正吾		
		前島 肇		
		松枝勝一		
		増田一雄		
		柴 真		×
		野口 茂		

白門化学クラブ支部会員近況報告・コメント(令和5年6月23日現在)(敬称略・順不同)

会員総数	187	
未回答	119	
出席回答(○)	15	有効回答数 69 名 / 回答率 36.89 %
欠席回答(X)	54	前年度(R04)の有効回答数 82名 回答率 40.21%

死亡
退会
近況無・欠席
出席
変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
第8回	昭和35年(1960)	阿部二郎		
		金川 護		×
		向坂嘉浩	感じの方々ご苦勞様です。私は多種の薬を処方されて、何とか生きています。8回生の玉川智也君が、令和4年2月28日に逝去さ	×
		嵯峨是人	脚腰が弱って、歩けません。	×
		白川 勇		
		玉川智也	令和4年2月28日に逝去(向坂氏より連絡)	×
		野口茂司		
		橋澤 晃		
		宮城孝之		
第9回	昭和36年(1961)	加藤征太郎		
		加固正敏	兵舎のような後樂園教室と坂の上(?)の実験室を懐かしく思っています。高齢のため歩行が怪しく、残念ですが欠席します。	×
		鈴木邦威		
		田中義泰		
		相澤一男		
第10回	昭和37年(1962)	高岸義一	お便り有り難うございます。夫は認知症を発症し、皆様方との交流はかないません。とても残念ですが、脱会させていただけますでしょうか？何か手続きが必要ですか？宜しく願い致します(高岸	×
		堀中新一	体調不良のため懇親会のみ参加します。	○
第11回	昭和38年(1963)	池田正博		
		大石愛祐		
		太田 清	来年には米寿を迎えます。年相応にボケていますが、体の健康だけは良好で痛いところはどこもありません。	×
		小倉宏夫		
		佐藤義明		
		斉藤好雄		
		西山清治		
		堀木泰之	国際美術団体の理事長に就任して、6年になる。コロナ禍で厳しい環境であったが、東京都美術館で毎週開催を続けている。齢(よわい)84になるが、男の花道を満進中。何時でも心のときめきを求め続ける「冒険者」でありたい。	×
		松永勝治		
		春日 廉		×
		岩代尚文	連絡ありがとうございます。主人の件ですが、昨年12月13日になくなりました。 白門化学クラブの脱会手続きをお願い致します。お世話になりました	×
		森下 悟	盛会を願っております。私共、年令相応に病を抱えておりますが、それなりに生活しています。	×
		杉本剛一	御苦勞様です。元気です。	×
第12回	昭和39年(1964)	小松崎尚		
		邑松康光		×
第13回	昭和40年(1965)	阿部富男		
		小澤政彦		
		近藤明義	大病してから3年経過し、体調は大分回復してきました。今の所、悪性リンパ腫の再発もなく、コーラスサークルの練習に励んでいます。想定外の人生に突入しましたので、人生設計の見直しが必要	×
		萩野太郎	元気で過ごしています。但し、年と共に生活範囲が少なくなってきました。	×
		渡辺克洋	都合が悪いので、欠席させていただきます。	×
第14回	昭和41年(1966)	大賀文博	幹事の方々御苦勞様です。回のご発展をお祈りします。	×
		志気 勲		
		玉置博司		

白門化学クラブ支部会員近況報告・コメント(令和5年6月23日現在)(敬称略・順不同)

会員総数 187
 未回答 119
 出席回答(○) 15
 欠席回答(×) 54
 有効回答数 69 名 / 回答率 36.89 %
 前年度(R04)の有効回答数 82名 回答率 40.21%

死亡
 退会
 近況無・欠席
 出席
 変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
第15回	昭和42年(1967)	秋元勝雄		
		井手俊二		○
		大嶋久義	80才になり、都心に出るのが恐ろしくなりました。(駅の階段、人の流れ等) すみませんが欠席いたします。	×
		山王丸政美	のんびりやっています。	×
		本山正躬		
		松本健彦		
		根津達郎		
		横井誠之輔		
第16回	昭和43年(1968)	株橋春樹		
		林 正道	80才になりました。膝痛のため欠席します。	×
		峯岸修三		
第17回	昭和44年(1969)	我妻一美	火木土の週3回、各4時間、腎臓透析を受けていますので、参加が困難な状態ですので欠席します。 その他、変更はありません。白門化学クラブの益々のご発展と、皆様のご健勝をお祈りしています。	×
	送主無し・欠席 1名	杉本八郎		
		高橋壽雄		
		葉山康雄 (葉庚亮)		
		小泉和徳		
		小西和也	毎々お世話役、御苦労様です。今後もよろしくお願い申し上げます。	×
		小黑正恒		
		早川勇造		×
		熊埜御堂宏實	九州の片田舎で菜園づくりに励んでいます。 皆様益々のご活躍を。	×
第18回	昭和45年(1970)	高橋雅彦		
		玉村雅夫		
		七字 悟		
		深堀 隆		
第19回	昭和46年(1971)	大木隆雄		×
		兼子 譲		×
		清田雅史		
		水野保彦		
第20回	昭和47年(1972)	一島正博		
		大森光芳		
		小泉正晴		
		島田 章		
		武 訓正		
		武田博光		
		橋本光史	脱会させていただきたく、宜しく願い申し上げます。 今まで、ありがとうございました。	×
第23回	昭和50年(1975)	谷口民雄		
		岩崎義男	野田市のシルバー人材センターに登録して、市の介護施設と農協でサポートをしています。70歳代に入り、体力の維持のため、スポーツジムにも通っています。 追伸:17号の近況報告の卒業年度が違っていました。(修正済:24→	×

白門化学クラブ支部会員近況報告・コメント(令和5年6月23日現在)(敬称略・順不同)

会員総数 187
 未回答 119
 出席回答(○) 15
 欠席回答(×) 54
 有効回答数 69 名 / 回答率 36.89 %
 前年度(R04)の有効回答数 82名 回答率 40.21%

死亡
 退会
 近況無・欠席
 出席
 変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
第24回	昭和51年(1976)	椎名甲子夫		
第25回	昭和52年(1977)	高倉秀壽	今年も都合により欠席します。元気な内に参加したいと思います。	×
		阿部健一		
		宇田川明夫		
		大河原啓一		
		岡部彰二		×
		川田 等		
		鎌田 護		
		佐々木利夫		×
		佐藤 博	一昨年から海外旅行を再開しました。自由な体があるうちに、行きたいところを訪問するつもりです。	×
		里方久之		
		新宅栄治		
		中台 徹		×
		原 賢二		
		布施好子		
		福岡 司	毎朝4時半に起きて、通勤しています。元気です。	×
		松本健夫		
		加藤真哉		
		柳奥茂樹	7/1～3度目の入社。新人です。	○
		高野幹夫		
第26回	昭和53年(1978)	田口利明		×
		宮崎智範		
第27回	昭和54年(1979)	中村博之		○
		森田光夫	昨年7月に新しい仕事を授かり忙しくしており、平日ゴルフに行けなくなりました。	○
		増田哲彦	姫路で働いていますが、コロナも一段落つき外国の人がずいぶん多くなっています！姫路城はやっぱり立派ですよ！私自身は単身赴任生活30年！もう少しがんばるつもりです。	×
		川見達彦	現役で会社を経営しています。昨今の世界状況に依り部品等の品薄状態が続く受注しても納期が考えられないくらい様な長さになり、今期来期以後に不安材料が増大しています。	×
		本田善幹	幹事、お疲れ様です。コロナも下火となり、仲間と会えるのが楽しみです。	○
第29回	昭和56年(1981)	青柳直樹		
		小笠原仁志		×
		金澤文雄	元気です。	×
		田澤和久	今年はコロナ禍が落ち着き、総会・懇親会が開ける運びになりました。一人でも多くの方に参加して頂き、会えることの喜びと健康をたたえ合いたいと思います。	○
		松石洋一	お世話様です。今年はコロナも落ち着き、行きます。皆様とお会いできることを楽しみにしています。	○
		田中一行	まだまだ仕事を続けています。	×
		中西秀夫		
第30回	昭和57年(1982)	飯田宗孝		
第31回	昭和58年(1983)	宮川弘一		
第32回	昭和59年(1984)	福原伸和		
		瀬戸晶成		○
		出口雄一		
		浅井一典		
第34回	昭和61年(1986)	大石克嘉		

白門化学クラブ支部会員近況報告・コメント(令和5年6月23日現在)(敬称略・順不同)

会員総数 187
 未回答 119
 出席回答(○) 15
 欠席回答(×) 54

有効回答数 69 名 / 回答率 36.89 %
 前年度(R04)の有効回答数 82名 回答率 40.21%

死亡
 退会
 近況無・欠席
 出席
 変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
第35回	昭和62年(1987)	平井高音		○
		住吉宏明	皆様、宜しくお願い致します。江東区社会福祉協議会員になりました。	○
		平 栄一郎	初めて抽選で当たった東京マラソンを完走しました。感動しまし	○
		中村雅俊	懇親会、楽しみにしています。	○
第36回	昭和63年(1988)	滝口英和		○
第37回	平成1年(1989)	岡田 健		
		長田伸広		
第38回	平成2年(1990)	石嶋達夫		
		小池寛之		
		赤松 敦		
第39回	平成3年(1991)	林 辰雄		
		有山康之		
		北原正創		
		槇田佳人		
		伊東秀和		
		仲 良史		
		小谷津勝好		
第40回	平成4年(1992)	篠原清晃		
第41回	平成5年(1993)	跡部真人		
第44回	平成8年(1996)	日高章博		
第45回	平成9年(1997)	平林昌子		
第51回	平成15年(2003)	小峯健介		

白門化学クラブ支部講演会

記：第 35 回（昭和 62 年卒）住吉宏明

第 100 回箱根駅伝は「優勝も狙えるチーム」と言われましたが、無念の 13 位の結果となりました、往路大手町で箱根駅伝報告会に参画した際お聞きした話では、原因は 16 人中 14 人が体調不良だったとの事でした。野村修也部長より「来年こそは」と猛省されていました。そこで

今回の結果とは年度が相違しますが、

2023 年 7 月に中央大学駅伝部元 98 代主将、関口康平氏を招待しての講演会を実施致しました内容を一読頂ければと思います。

講演内容は普段中々把握できない駅伝部の歴史含めてお話して頂いたため、会員の皆様も興味深く過ごした一時ではないかと思います。

以下、講演内容を抜粋しましたので当日、参加出来なかった会員の皆様含めて熟読頂ければ幸いです。

【講師】

中央大学駅伝部元 98 代主将

関口康平氏（令和元年理工学部 経営システム工学科卒）

【場所・日時】

中央大学理工学部 3 号館 1F 食堂

2023 年 7 月 1 日（土）14：00～15：00

【テーマ】

中央大学駅伝部の歴史とこれから

【講演】

（何故、強くなったのか）

1. 門限が出来たこと

2. 日々通信及び統計学作成、食事管理、データーサイエンス化が出来たこと

*講師本人の場合：2 年次にメンバー全員が平等になり天下無風の状況になったことにより、意見交換が闊達になったこと

（当時の 9 月予選会出欠の懸念はあった？）

1. 練習時期が相違していた

2. 夏季の練習が必要であった

3. 年間スケジュールが不規則

以上、払拭し予選会突破。

(競技の見方及び選手側として皆さんに観て欲しいところ)

1. 講師本人も過去、箱根駅伝のファンであった為、現在の選手も箱根ファンであったかもしれない

2. 全区間見どころではあるが、

・特に往路1区50m左折時に1番手が区間賞をとる場合がある。

・2区の坂は往路復路どちらが良いのか→5・6区がきつく、弘明寺下りが要かなと感じる。

(箱根出場する為に)

年間スケジュール及び練習時間であるが、1日20km、600km/月を走行している。

また、月に1回、箱根走行の1区間を想定して走行することが責務である。

そこで食事スタイルは寮にて食べたものをトレーナーに報告し鉄分等走ることに必要な食事に改善している。

そこで

必要な食事を掌に書いてたくさんのもを食したり、体重及び血圧、尿(脱水)、数値の上下管理をして走行にプラスになるように日々管理している。

尚、今後の駅伝出場選手は別紙に記載していますので参照頂ければと思います。

特に下記選手は期待されている選手です。

4年生：湯浅(宮崎日大)、吉居(仙台育英)、中野(世羅)

3年生：阿部(西京)、浦田(國學院久我山)、山平(仙台育英)

2年生：溜池(洛南)、永島(農大二)、吉居(仙台育英)、吉中(豊浦)

1年生：櫻井(洛南)、佐藤(仙台育英)、柴田(洛南)、鈴木(國學院久我山)、
藤田(西協工)、本間(埼玉育英)

最後に

講師本人として箱根駅伝を走りたい区間は10区で良かった、当初目標の目立ちたいTV映りたい旨は叶ったとのこと。

以上、講演内容を最後までお読み頂き誠にありがとうございます。

改めて関口康平氏に対して感謝申し上げます。

今後も(2025年以降)箱根駅伝応援をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上

「中央大学第100回大会に向けて」

前回成績

1区 溜池一太(2年) 区間4位 6区 若林陽大(卒業) 区間2位
 2区 吉居大和(4年) 区間1位 7区 千守倫央(卒業) 区間4位
 3区 中野翔太(4年) 区間1位 8区 中澤雄大(卒業) 区間7位
 4区 吉居駿恭(2年) 区間5位 9区 湯浅仁 (卒業) 区間6位
 5区 阿部陽樹(3年) 区間3位 10区 助川拓海(卒業) 区間3位 総合2位

部員

4年

居田選手 草津東(滋賀) 伊東大選手 國學院久我山(東京) 植村選手 松浦(長崎) 大澤選手 韭山(静岡)
園木選手 開新(熊本) 中野翔選手 世羅(広島) 羽藤選手 今治北(愛媛) 山田選手 市立橘(神奈川)
湯浅選手 宮崎日大(宮崎)☆ 吉居選手 仙台育英(宮城) 濱田選手 御影(兵庫)

3年

阿部選手 西京(山口) 浦田選手 國學院久我山(東京) 川田選手 水城(茨城) 佐野選手 洛南(京都)
東海林選手 山形南(山形) 中野倫選手 豊川(愛知) 矢萩選手 倉敷(岡山) 山口選手 藤沢翔陵(神奈川)
山平選手 仙台育英(宮城) 高沼選手 藤枝明誠(静岡)

2年

伊東夢選手 國學院久我山(東京) 佐藤宏選手 秋田工(秋田) 篠原選手 中央学院(千葉) 白川選手 大塚(大阪)
溜池選手 洛南(京都) 永島選手 農大二(群馬) 西選手 宮崎日大(宮崎) 森選手 埼玉栄(埼玉)
吉居選手 仙台育英(宮城) 吉中選手 豊浦(山口) 折居選手 横須賀(神奈川)

1年

伊藤選手 市立橘(神奈川) 小田切選手 学法石川(福島) 後藤選手 東海大札幌(北海道) 櫻井選手 洛南(京都)
佐藤蓮選手 仙台育英(宮城) 柴田選手 洛南(京都) 助川選手 水城(茨城) 鈴木選手 國學院久我山(東京)
藤田選手 西脇工(兵庫) 本間選手 埼玉栄(埼玉) 山崎選手 西京(山口)

注目選手

湯浅選手、吉居大選手、中野翔選手、阿部選手、溜池選手、吉居駿選手

吉中選手 男鹿駅伝1区区間2位

浦田選手 男鹿駅伝3区区間1位 前監督の息子

山平選手 関東インカレ5000m入賞

佐藤選手 男鹿駅伝2区区間3位

柴田選手 5000m13分台

鈴木選手 5000m13分台

本間選手 5000m13分台

人権 Interview
インタビュー

「いのち」と「人権」について 共に考えましょう

只木 誠

法学博士
中央大学法学部 教授

——刑法学の第一人者である只木さんですが、法学の道へ進まれたきっかけや、専門の研究についてお伺いできますか。

学生時代、世の中の様々な出来事や事件の報道に触れ、ことの真相や当事者となった人々のその後に目が向くなかで、法による正義の実現とはどのようなものなのかということについて考えたい、知りたいと思ったのが始まりでした。

ドイツでの在外研究期間中、ちょうどその当時、人の生命の萌芽である「胚」をめぐる問題が日本でも議論され始めていた頃でしたが、かの国においては、その「胚」の保護が非常に手厚いということを知り、我が国との状況の違いから生命倫理の分野にも関心を持つようになりました。現在は、着床前診断や終末期医療、安楽死、尊厳死といった臨死介助の問題など、生命倫理と法をめぐるテーマについて広く研究を行っています。

——ご研究されている安楽死・尊厳死については、それぞれどう定義されるのでしょうか。

人生の最終段階である終末期において、死が目前に迫っており、それ以上治療を継続しても不可逆的に死への経過をたどることが明らかな段階では、医師にはもはや患者者の生命維持に向けた措置を講ずる義務はなく、ここにおいての医師の務めは、苦痛を抑え、その尊厳を保ちつつ患者に死を迎

えさせることにあると考えられています。これに対して、安楽死、尊厳死において行われるのは、それ以前の段階にあって、死に直面して耐え難い肉体的苦痛にあえぐ患者を死に導きゆこうとする措置であり、次の4つに区別されています。

- ① 純粹安楽死…生命の短縮を伴うことなく苦痛を除去・緩和する
- ② 間接的安楽死…終末期臨床医療の現場で現在一般的に行われており、モルヒネなどの薬物の投与による苦痛の除去・緩和の派生的結果として生命の短縮を伴う
- ③ 消極的安楽死（治療中止による尊厳死）…安らかな死を迎えさせるため、生命短縮の意図のもとそれ以上の延命治療を行わない
- ④ 積極的安楽死…作為により直接に死期を早める

——4分類された安楽死について、日本で違法性が問われないとされるケースは。

純粹安楽死ならびに間接的安楽死については、現在、一般に違法ではないとされ、消極的安楽死についても一定の条件のもと違法性が否定されてきました。そのようななか、刑法上「その行為は罰せられるべきか」が問題となったのは、積極的安楽死の類型においてでした。というのも通常、被害者を自然の死期に先立って死亡させる行為は殺人罪に当たり、被害者の囑託に基づ

く場合でも、刑法202条後段に規定されている囑託殺人の罪に該当し、処罰の対象となるからです。

そこで、行為の主体が医師である場合でも、医師は罰せられるべきであるか、それとも罪には問われないのか、罪に問われないとするなら、その根拠は何か、これまで問題とされてきたのです。

もっとも、緩和医療が進み「耐え難い肉体的苦痛」というものが事実上回避されつつある現在、我が国では安楽死をめぐる議論の中心は、積極的安楽死における医師の可罰性を含む尊厳死の問題へと移りつつあるといえるように思われるところです。

——「彼女は安楽死を選んだ（2018年NHK放映ドキュメンタリー）」を視聴し感じたのですが、安楽死の自己決定は「人権」と、どう調和されるべきなのでしょう。

この番組は、神経の難病を患う一人の日本人女性が、自殺を望む者にその希望に沿って自殺の手助けを行うスイスの安楽死団体に登録し、その援助のもとで自殺を遂げるまでを追った記録映像でした。同番組は世間に大きな衝撃を与えましたが、さまざまな声のなかで、人生の終わりを自ら決し、その行為を実行したことへの肯定的な意見も多く寄せられたのが印象的でした。人生の行く末に、わずかの希望すらも見いだせない、悲惨な状態となって死を迎えることが明白であるという状況におかれたとき、何かしら、誰かしらの助けのもとに

より敢行される自死は、そのような回避不可能な絶望から自身を救い出す唯一かつ最後の手段であるようであり、見えざる手によつてもたらされる恩寵であるかもしれない。女性の苦しみと意思とに共感した多くの人々の胸には、そのような思いがよぎったのではないのでしょうか。

しかし、このような捉え方に賛同する意見や安楽死団体の手を借りた自死の実行に対しては、当然ながら医師や医療関係者から否定的な見解も多く表明されたのです。すなわち同番組の報道は、終末期にある患者が自死を選択し、それを安楽死団体が補助（援助）したことを、あたかも悲しくも美しい出来事のように伝えるスタンスに見受けられ、患者の自己決定権の尊重や、それを前提とした「リビング・ウィル（人生の最終段階における事前指示書）」の制度がいまだ確立していない我が国において、そのような「ある患者の選択」と、それを助けた団体の活動とを部分的に切り取って安易に報道し知らしめることは、「望めば簡単に死

ただき まこと

1956（昭和31）年、福島県生まれ。
中央大学法学部、同大学院法学研究科博士課程修了。法学博士（中央大学）。
中央大学法学部教授。法務省入札監視委員会座長、新司法試験審査委員、文部科学省中央教育審議会専門委員、防衛省ハラスメント防止対策有識者会議座長ほか、複数の委員会委員。また、日本刑法学会常務理事（2012（H.24）.05～2021（R.03）.05）。主な著作に、『罪数論の研究【増訂版】』（2009（H.21））、『刑事法学における現代的課題』（2009（H.21））など多数。研究対象とする分野は、犯罪論、生命倫理と刑法、行刑、経済刑法など。



安楽死の法制化は 慎重に議論を
進めていく必要があります

が手に入る」との自死肯定論を助長することにつながるかねない、医療者は、たとえ不治の病に侵され回復の可能性がないような状況にあっても、患者のためには緩和ケア等の方法に道を見いだすことが本来であるべき、等の反論です。

そこでは、社会における議論の成熟を待たずに、特殊個別的な事実が一人歩きして一般概念化していくことへの危惧感や懸念が表明されたのです。私自身も番組を視聴しつつ、後者の思いを強く感じた一人でした。

——脚本家の橋田壽賀子氏は「食事から下の世話まで人さまの手を借りるなら安楽死で逝きたい」と望んでいたようですが、安楽死の法制化に向けた動きは。

2012年に超党派の国会議員連盟によって「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案」（仮称）が2案公表されているものの、その後の議論は進んでおらず、公益財団法人日本尊厳死協会は、

そのような状況のもと、医療の現場において患者の望まない延命治療が多く行われている現状を憂（うれ）えています。一方で、尊厳死が法律によって制度化されることで、「生きたい」と願うことが封殺され、「死」の選択が生きることへの「潔い」決着であると捉えるような風潮が後押しされることを危惧する声は、難病者の団体等からも聞こえてくるようです。

ヨーロッパでは肉体的苦痛と精神的苦痛の区別は相対的であるとし、精神的苦痛を理由としての安楽死の選択も認められてよいという主張が多数ですが、我が国では法的安定性を根拠として、肉体的苦痛以外を理由とする安楽死を認めてはならず、その点について橋田氏は、肉体的苦痛だけではなく、いわば精神的苦痛についても、安楽死を認めるべきだとしています。彼女のいう「ボケたまま生きることが恐怖なのだ。病院は認知症の人を追いつめてしまう。追い出すくらいなら、希望する人には死なせてあげた方がよいのではないか」との言葉は、医師の最善のサービスが必ずしもあまねく行き渡るとは限らないことを前提にするなかでは、安楽死団体への自殺ツーリズムへの願望の動機として理解できるところではあります。

——安楽死法制化への反論は。

自死願望に基づく安楽死への臨死介助、自殺幫助を広く認めると「精神障がい者の介護を改善すべく重ねられてきた努力に対

して、死こそが唯一望ましい解決法であるとする絶望的な自殺願望に圧倒されてしまった人の意見を受け入れることになってしまふ」との反論があげられます。

他方で、我が国では自殺を違法とする考え方も有力で、自殺関与も可罰的ではありませんが、例えば集団強姦から性的自己決定という利益を守るため、あるいは残酷な拷問から身体の完全性という利益を守るためと同様、避けることのできない精神の苦痛から解放されるために死を選ぶという行為に違法性は存せず、その行為への関与もまた不可罰であると理解することが可能であるとして、精神的な苦痛を回避するための臨死介助を肯定する立場も存します。

加藤尚武氏がその著書でいう「私の存在が権利というかたちで守られていると言うためには、私は自分の意志を伝達できるものでなければならぬ。しかし、意識は完全に明晰でも、伝達は不可能という状態がありえる以上、このような『死に至らない病』（閉じ込め症候群）についての事前の合意を作ることとはわれわれが避けて通ることのできない道である。そしてその道に傍らには必ず『安楽死』と書かれた門がなければならぬ」という意見もまた、説得的であるように思われます。

——積極的安楽死に手を貸した医師の裁判での判決についてご解説願えますか。

安楽死、尊厳死等をめぐって、我が国では、医師の手によるものを含め、これまで

に8件の裁判例があり、いずれも有罪の判決が下されているものの、すべてに執行猶予が付いています。

積極的安楽死の不可罰性の根拠について判例の立場は明らかではありませんが、医師による末期患者に対する致死行為が許容されうる積極的安楽死の要件として、東海大学事件判決^{*3}は、次の4つの基準を示しており、この基準は一般に妥当なものであると評価されています。

- ① 患者が耐えがたい肉体的苦痛(精神的苦痛は除外されている)に苦しんでいること
- ② 患者は死が避けられず、その死期が迫っていること
- ③ 患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし、他に代替手段がないこと
- ④ 生命の短縮を承諾(同意)する患者の明示の意思表示があること

もっとも、これらの要件はあまりも厳格にすぎ、要件を満たすことは実際には困難であるとの指摘もあります。

次に、医師等が末期患者等に対して、人工呼吸器等を取り外すことで治療を中止し、人間としての尊厳を保ちつつ自然な死を迎えさせる行為、すなわち治療中止による消極的安楽死、尊厳死は、一定の要件のもとで、例えば、死期が切迫していること、患者の意思もしくは推定的意思があること等を要件に違法性が退けられるとの見解が多数説ですが、責任が退けられるとする説

もあります^{*4}。

また、川崎協同病院事件は、医師が昏睡状態にある患者に対し自然の死を迎えさせるといふ目的のもと、気管内チューブを抜管し、その後筋弛緩剤を注射して、これを死亡させたという事実でしたが、最高裁判所は、被告人に殺人罪を適用しながらも、執行猶予を認めた原審の判断が維持されました^{*5}。

注目すべきは、この判例によれば、患者の回復可能性や余命についての確な判断を行い、病状等につき適切な説明がなされた上で患者の推定的意思に立った家族からの要請に基づいて治療を中止するときは、医師による行為による治療中止であっても正当化されることを示したとも解しうる点です。その意味では、まさに画期的な判断であったといえるでしょう。

そして、この段階において、患者に対する措置は治療から緩和ケアへと移行することが許され、その時点で医師の義務は患者に対し、尊厳を保ち、かつ、苦痛を感じさせずに患者に死を迎えさせることに移るということになるでしょう。もっとも、それでも、囑託、承諾による殺人を処罰している刑法202条後段とどのように平仄(へいそく)をつむ(つむ)を合わせるのか、家族の恣意(しじ)の排除や承諾する家族の範囲の確定などは問題として残っています。

積極的安楽死、尊厳死については、裁判で示されたような要件を満たせば、その行為の違法性が否定されることになるわけですが、現実とは乖離しており、一般には違

法性を退ける要件を満たすような諸条件が医療の体制において整っておらず、それが大きな要因となっているように思われます。

——「積極的安楽死」を合法としている国々の考え方のポイントは。

病の状況がもう後戻りすることのない臨終という段階にまだ至っていないという場合、ドイツ、スイス他の国々では、患者の明示的な意思表明の存否にかかわらず、積極的安楽死は許されないとされています。間接的安楽死については、ドイツやスイスの実務では、これを不可罰としており、安楽死の多くは緩和医療の発展の効果に基づき消極的安楽死であるという状況です。

自殺幫助の問題ですが、アメリカでは多くの州において「死ぬ権利」法によって安楽死が法的に承認され、ヨーロッパのベネルクス3国(ベルギー・オランダ・ルクセンブルク)では積極的安楽死と、さらに自殺幫助も明文で許容されており、フランスでは尊厳死法の整備によってこれに対応しています。

一方、ドイツでは自殺幫助は不可罰とされ、治療中止の問題は民法(世話法)の改正によって対応しようとしてきました。しかし、自殺幫助が合法とされているスイスで自殺幫助を組織的に行う団体が設立され、近隣国、特にドイツからも多くの人々が自らの最期をそこで迎えるべくスイスに移り住んでいるという状況のもと、ドイツにおいても同様の組織が現れたことから、

このような動きに対しては強い批判が上がり、2015年の11月に「業として自殺にかかわる行為を処罰する法律」、いわゆる「自殺援助処罰法」が可決されました。しかし、この法律はその後、死の権利を認める憲法裁判所の違憲判断を受けて、2020年に削除されるに至っています。

——日本での「安楽死」の議論の現状は。

我が国にあつては、法的な対応のあり方を具体的に検討する以前の段階において、そもそも「死ぬ権利」という概念について、あるいは、それを実現するために行われる安楽死や自殺補助についての議論は、必ずしも前に進んではいません。

それは思うに、「死」について語ることがある種のタブーのように捉えられがちであつたという日本社会の特性、ひいては西洋と日本との死生観の違いから来していると思われる、リビング・ウィルを残すという文化が育たないことも結びついていると言えるでしょう。

——「臨死介助」は、終末期にある患者の人權を尊重するということと相容れるのでしょうか。

今日、各国で大きな議論となつているのは、積極的安楽死と尊厳死とのあいだに位置するとされる、いわゆる「医師による自殺補助の問題」についてです。自殺を望む患者の願望に応じて患者が死にゆくのにま

かせる「消極的自殺補助」は、患者自身が表明している治療拒否ないし延命拒否という対抗利益が延命の利益に優越するため、正当化することができるとされています。

一方、致死薬の調合などによる「積極的自殺補助」については、実質的には積極的安楽死と差異はなく、その正当化は原則的には困難であり、場合によっては責任を退けることによって不可罰とされる見解、また、医師による自殺補助は医師による「延命治療の差し控え・中止」の延長線上に位置付けることが可能で、医師の手を借りた自殺であると評価できるとする、立法論を意識した見解などが主張されています。

人間の尊厳の絶対性というテーゼ（命題）のもと、耐えがたい苦痛によって自らの尊厳が失われつつある極限状態にあつて、尊厳を守るべく、自己決定に基づいて自らの生命を犠牲にしようとすることは、医師の手を借り、他人が介助してはいても、それはもはや患者本人の主體的な関与によって行為全体を支配したのと同じであると見ることができるのであり、法的にも正当化できるとする考えは、我が国でも、今後、支持を得られるかも知れません。

この点について、ドイツやオーストリアの憲法裁判所は、近時、一般的人格権には自殺の自由や自殺の権利が含まれており、自殺を自ら行えないときには、第三者の援助を求める自由もまた含まれるとしましたが、この見解は我が国の議論にも影響を与えるものと思われます。

——「ALS患者囑託殺人事件（2019年）」のような、難病患者のケースではいかがでしょうか。

4年前、次第に体の自由が失われていく進行性の難病ALS（筋萎縮性側索硬化症）を患い、自身の将来を悲観して安楽死を希望したと思われる当時51歳の女性患者の依頼で女性宅で薬物を投与し殺害したとして、囑託殺人の容疑で医師が逮捕、起訴されました。

現在、裁判で審議されているこの医師による薬物投与事件について、医師の刑事責任を評価、検討してみると、なされた行為を積極的安楽死、尊厳死、医師による自殺補助、緊急避難に該当するか考えてみても、そのいずれの要件も充たさないことがわかります。また、仮に医師として行うべきところの十分な説明を欠いたまま、患者をして囑託する方向に向かわせたのであれば、そこに熟慮に基づく真摯な同意があったのかさえ、疑問に思えてくるところです。

——「自分で死を選ぶことができる」ということは、どう生きるかということと同じくらい大事な」と、安楽死を選んだNHKの番組の女性患者のように、自身の死をコントロールするという考え方は、一般的に広がりつつあるのでしょうか。

医師による薬物投与事件の女性患者、また、先のNHKの番組の女性患者において、そうであつたように、いまや人間の死は、



尊厳ある死について 一人ひとりが
考えていくことが大切です

生物学的、自然的にその訪れを待つだけのものではなく、自らの意思のもとで選択し、決定し得るものと捉えられるようになっていきます。

嘱託殺人のみならず自殺関与も処罰する我が国と異なり、一定の場合を除く自殺補助を不可罰としているスイスでの安楽死団体の誕生と活動拡大は、その意味で、もはや驚くべきことではなかったともいえるでしょう。

スイス国内での「自由な死」の提供を掲げて約70カ国、7千人の会員を有しているとするDignitasでは、2015年以来3人の日本人に対する自殺補助が報告されています。また、NHKの番組で紹介された2011年設立のLifecircleは、約1,660人の会員を有し、2018年には17名の日本人の会員の申込みがあったとされています。Lifecircleにおける安楽死の主要件は、a)耐え難い苦痛（肉体的）苦痛とはさ

で、c)回復の見込みがなく、d)治療に代わる代替手段が存しないこと、とされています。

このように、人の死は自身がコントロールし得るとの認識が特別でなくなりつつあるなか、我が国においても、終末期にある患者が治療の継続の中止とその先に想定される死を自ら選択すること、すなわち「死ぬ権利の行使」という考え方は徐々に広がりつつあるように思われます。

とはいえ、終末期の医療やケアについて患者がその意思を表明するリビング・ウィルを残すという行為の習慣化・一般化は、我が国においてはまだまだ途上にあると言わざるを得ず、家族の疲弊等を慮って「自己に強いる」あるいは「義務として行う」という自己決定に陥ることのないよう「真意に基づく自己決定」を示すための環境を整えることが必要であるのです。

——終末期にある患者のQOL（人生の質）、QOD（死の質）のため「人権」の基本である生命の尊厳・自己決定権のなかに「死ぬ権利」も包摂されると考えてよいのでしょうか。

人は「生きる」ことの「権利」を生まれながらに備えており、生きることの基盤として、健康であることを希求し、これを阻害する病苦を退けるための方策を探り続けてきたのであり、医学、医療技術はその後押しをもって発達・進歩を遂げてきました。しかし、精神的・肉体的苦痛の回避と寿

命の伸長、健康とが連動するという神の設計思想への反逆であるかのように、医療の進歩は人に延命措置における尊厳のない生をももたらすこととなりました。

終末期にある患者において「ながらえる」ことがすなわち自身の「生きる」ことを貶めており、その回避が自身の最大の利益であると思われるとき、その実現へ過たずに有効な方法として「死」を選択することは、患者における人として有する固有の権利の行使であるのではないかと、そのように考えることも可能であるかもしれせん。その意味において「死ぬ権利」は、あくまで生きている者が自らの「生」を全うするための権利のうちにこそあるものと考えられるのではないのでしょうか。

生命は絶対的法益であるところ、人間の尊厳はその生命・身体の保全を超えるとの考え方は、ドイツにおいても自殺補助をめぐって議論されており、また、先の憲法裁判所の判断にも示されたように、人間の尊厳の名において尊重されるべき「生きる権利」の行使のため、終末期にある患者において自己決定として「死」が選択されるのであれば、それは「生きたい」と願うことと同じ価値を有すると考えられてよいのではないかと。そのことから、ドイツでは、緩和医療やホスピスと臨死介助、自殺補助とは併存し得るとの見解もまた支持を得ています。個人の尊厳の達成において「生きる権利」は「死ぬ権利」を包摂しているという考え方、捉え方は一見、矛盾しているようにも思われます。しかし、この世に生まれ出

てきた全ての人間に、等しく「生きる」ことの価値が付与されているのであればこそ、その価値を全うする術の一つとして「死ぬ権利」の選択も成り立ち得るでしょう。

もっとも「死ぬ権利」とは「死の迎え方の権利」「死に至る過程の選択の権利」であり、それを肯定することが、すなわち終末期患者における自死、安楽死等を一律に良しとすることを導くものであってはならないことは言うまでもありません。

——医学・法学が手を携え、いのちと人権を守るために必要なことは。

イメージとして想像していただきたいのですが、医療者はとりあえず「将来に向けて助けることが出来るいのちは助ける」というスタンスにあり、例えば脳死を前提とした臓器移植についてもこれを推進しようとしません。一方で法律家は、脳死は「見えない死」であるので、生命の終期に関して往々にして恣意的な判断がなされること、臓器移植の実施に向けて患者家族に圧力がかかることを避けるべく対応策を考えようとする。その意味で、いわば医師はアクセル、法律家はブレーキとして働いているのです。ヨーロッパ、例えばドイツにおいて感じるのは、医療従事者と法律家が絶えず議論を交わして、より良いアクセル・より良いブレーキであるための方向性を探っていることです。

もちろん日本でも、そのような交流を探っています。まだまだ十分ではないと言え

ます。終末期医療における尊厳や生と死については、国民の声を聞きながら、また、情報発信しながら、法律家、医学者、宗教関係者、倫理学者等を交えた学際的な「対話」がなされていくこと、同時に国民もまた、そのような情報を我が物として受け止め、考えていくことが一層必要になるでしょう。

——只木さんの今後のビジョンは。

社会の高齢化が進むなかで、数年前に両親を見送った私自身もまた、すでに高齢者の仲間入りをしており、この問題の当事者となろうとしています。

私としては一層この生命倫理と法の問題を、一方では理想を追求しつつ、他方ではそれを叶えるための社会インフラの問題に鑑みて、地に足のついた現状での課題、現実的な課題と将来的な課題とを切り分けて検討して行きたいと考えています。

——最後に、読者へのメッセージを。

本インタビュー記事を読んでくださる皆さんとともに、我々はいま何を考えなければならぬのか、提示されている課題を整理してきました。そして、敢えてここでひとつ強調するならば、いずれの課題についても、それを解決するには資金的な面の充実、また、医療者の人的リソースの確保も欠かせないということです。

しかしながら、超高齢化社会を迎えるなかでは、先々いずれも限られていかざるを

得ず、少なからず厳しい環境の到来が予想されます。

人が尊厳ある死を迎えるために投入される種々の資源の限界を見据え、いかに調整していくことが出来るか、その結論を甘受できるか、将来の予想図は、それにかかっているといっても過言ではないと思うのです。

——生と死は表裏一体、豊かな人生を送るため、いかに尊厳ある死を全うできるか、死についての意思を日頃から家族と話しておくことが大切、と只木さんはおっしゃいます。

社会的意義Ⅱ人間の生？ いのちある限り生を全うしようとすることは、生きとし生けるものの本能。大切な人をどう見送り、自分らしいエンディングを迎えるため、いのちと人権について改めて考えていきたいですね。

*1 なお、そこでは水分補給や人工栄養の維持と中止の可否が重要な問題となっている。

*2 加藤尚武「患者の権利」(加藤尚武著作集(第9巻)生命倫理学(未來社、2018年)328頁。

*3 横浜地判平成7(1995)年3月20日判例時報1530号28頁。

*4 安楽死に関しては「知の回廊第109回『安楽死・尊厳死をめぐる法対応—終末期医療の現場から—』」(<https://www.youtube.com/watch?v=lej7bkbZaA>)参照。

*5 最決平成21(2009)年12月7日刑事判例集63巻11号1899頁。

【編集後記】

記：田澤和久

会報を最後まで読んでいただき、ありがとうございます。

今回の会報第20号の表紙写真は、茗荷谷キャンパスです。丸ノ内線の茗荷谷駅を出でて、目の前がキャンパスになります。建物の一部は文京区のエデュケーション施設になっているようです。誰でも利用ができるようなので、近くにお越しの際は立ち寄ってみて下さい。

今回の会報も、法学部教授の只木誠教授の発表された記事を掲載することができました。

「安楽死と尊厳死」の問題については、田澤個人も父や母の介護を通して考えさせられた経験があります。また身障者の方でも、意識レベルでは健常者と同じであることを思い知らされたことがあり、何が正解なのか悩んでいます。

自分がその対象者になったとき、周りの家族はどう思うのでしょうか。また自分はどのようにして、自分の意見・考えを伝えられるのでしょうか。人生も後半に係り、いわゆる高齢者の仲間入りをしたことで身につまされる話です。

白門化学クラブ支部で会員に法学部出身の人がいたり、会報に法学部教授の記事を掲載したりしています。会員の中には『理工学部工業化学科・応用化学科の同窓会支部なのに変だ！』と考える方もいると思います。我々は大学の授業で、化学反応を起こして新しい物を造っていくことを学びました。白門化学クラブ支部もこれから大きく変化して、学会支部として足跡を残す為にこのような化学変化も必要なのではないでしょうか。

どうしたら支部が長く継続していくことができるか、これから考えて行かなければなりません。理工学部から飛び出して大学全体を相手にした支部へと成長できたら、楽しいと思いませんか。皆さんの協力の下に、支部を大きく飛躍させたいと思います。

白門化学クラブ支部では、今回掲載させていただいた法学部関連の記事のように他学部・他学科との交流を深め、新しい情報を皆様にお届けしていきます。また皆様の思い、趣味やご意見、感想を会報に掲載したいと思います。自分で書いた原稿、こんな人がいます等の情報をお待ちしています。ぜひよろしく。

最後に毎回同じことになりますが、今回の会報製作に協力していただいた皆様にお礼を申し上げます。

幹事一同

白門化学クラブ支部 第42回総会・懇親会

